

南相馬市における新型コロナウイルス感染症集中対策

令和3年7月7日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

南相馬市においては、7月に入り接待を伴う飲食店に関連した**クラスターが複数件発生する**など、**感染者が急増**しています。

こうした状況を踏まえ、**県内の広範囲に感染が拡大し、医療提供体制がひっ迫する状況を防ぐ**ため、市民の皆さま、事業者の皆さまへ、以下の御協力をお願いします。

南相馬市民の皆さまへのお願い

■期間 **7月9日(金)～7月31日(土)**

不要不急の外出自粛

南相馬市の事業者の皆さまへのお願い

■期間 **7月9日(金)午後8時～8月1日(日)午前5時**

午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛
(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)

- 対象 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた次の施設
・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店
- 地域 南相馬市全域
- 協力金 時短営業に御協力いただいた場合、**協力金**を支給
(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))
- 問い合わせ窓口
福島県協力金コールセンター
電話：024-521-8575 (受付時間9時30分～17時30分)

その他の対応

○専門学校

感染リスクの高い活動(例:感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など)を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。

○小・中・高等学校※

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策の徹底をお願いします。
(※小中学校:南相馬市内、高校:双葉郡を除く相双地区)

○医療機関、高齢者・障がい(児)者施設

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。